

二、車掌全部の復社は困難相當数の復社を認め
 労資双方各々主張を譲らざりしが、高野、實岡兩代議士
 の斡旋並に所轄警察署長の警告等に依り七月三十一日調
 停者等は飯塚警察署樓上に參集協議次の解決案を作成し
 て會社側の承認を得たるも、争議團側に於ては右に對し
 不賛成を唱ふる者多く争議繼續を決定し且つ全市の自動
 車従業員「ゼネスト」を策し他會社よりの共鳴者あり、
 かくて尙八月一日争議團員四名は直接行動に出で博多行
 自動車を停止せしめ争議參加を強要したので檢束處分に
 附せらるゝ等一時甚しく悪化せんとしたのであるが、争
 議團側に於ても此の上の争議繼續を不利と覺り遂に一日
 午後四時右解決案を承認するに至つたのである。

4、解決案

- 一、誓約書撤回（後日改訂）
- 二、還轉手十一名即時復社但し會社に於て指名す
- 三、其他の還轉手は解雇す（十三名）
- 四、車掌半數の復社を認め其他は解雇す
- 五、解雇被解雇者に對しては七月分の給料金額を支給す
- 六、其他争議費用として金一封（二百圓）を支給す

別紙

誓約書

縣 郡 大字 番地

年 月 日 生

私儀今般御社に還轉手として御採用相成候に付いては左記各條一
 切を遵奉し決して違背す間敷萬一違背したる時は本人に代り連帶